

## 平成 29 年第 1 回定例会 厚生常任委員会

平成 29 年 1 月 30 日

佐々木(正)委員

まず気になるのが、今年度の津久井やまゆり園再生基本構想の策定です。今、設計会社に発注し、1,000万円を超える予算を計上して委託しています。プロポーザルでこの会社に決まったわけですが、今の議論で一旦立ち止まって考えることになりました。津久井やまゆり園再生基本構想のコンセプトとか、建物の配置などが変更になるところがあると思うが、今年度に発注した事業者に対してはどのような連携をとっているのか、それについて最初にお聞きしたい。

障害サービス担当課長

津久井やまゆり園再生基本構想策定業務委託先の奥野設計と打合せを重ねており、12月に基本構想のコンセプト、考え方の中間報告を受けました。それを基に、1月6日に県としての現段階の考え方を出しました。参考資料4として今回の報告資料に入っています。今後につきましては、更に詳細な建物の配置計画等につきましても年度末までには一定の成果物を出していただくことになっています。それはそれとして、障害者施策審議会に設置する部会で議論を深める中で、最終的な県としての基本構想を夏までに策定してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

県としての基本構想は夏までに終わるということです。既に今年度に発注しており、3月末までに成果物をいただくことになっている。業者は奥野設計とおっしゃっていましたが、受託業者の方は不安だと思うんです。一旦立ち止まって、話が流れてしまう。その中で県の施設の設計委託を受けたが、一旦話が止まってしまふ。また再開しても、建物の規模が変わってしまう、また構想も変わるかもしれない。そういう中で、その業者に対するフォローは非常に大事ではないかと思うんです。一旦話が止まってしまってから何回くらい業者と連携をとっているのか教えてください。

障害サービス担当課長

1月6日以降、委託業者とは2回ほどの打合せをした状況でございます。

佐々木(正)委員

現場の方が連携をとっているので、障害サービス担当課長が連絡をとっているというわけではないと思いますけれども、今、県の考え方が少し揺れている。しかし全面建て替えという前提で設計を発注している。プロポーザルも全面建て替えということでやっている。理念はそう変わるものではないとは分かっているんですけれども、実際に建物の配置も考えていただいているわけです。3月31日までに様々なことを決定していかなければならない。方向性が見えてきた段階で、発注した事業者に対してはどのように対応していこうと考えているのでしょうか。

保健福祉局副局長

設計業者とは、現在、年度内の策定ということで話を進めてきたところでございます。ただし、いろんな御意見を施策に反映しなければなりません。場合

によりましては、契約期間を繰り越すことが想定されるところでございます。それにつきましては今後の検討の中で、本年度内に収まるのか両方を考えながら適切な対応をとってまいります。

佐々木(正)委員

発注を受けた業者は、言うとおりにやらなければならないと思うんです。一生懸命やってくださっているんだと思うんです。4月以降に基本構想が決定するということになると、3月中に納められる最初に発注した全面建て替えのコンセプトの成果物が無駄にならないようにしないといけないのではないかなと思うんですが、それはどうですか。

保健福祉局副局長

ならなければならないのは、頂いた様々な意見を適切に反映していくことでございます。やはり、これから議論していくには、県の考え方をお示しする必要がありますと思います。まずは現在の基本構想をある程度整えて、そこにいろいろな御意見をどう反映していくのかということだと思います。別の基本構想になるというような、無駄にならないように検討をこれから進めてまいりたいと思っております。

佐々木(正)委員

無駄にならないというのは、一旦作業を止めて再開とか、そういうことも含めて検討するということでしょうか。プロポーザルでは全面建て替えということで受注したのだから、もしそれが根底から崩れて、違う形になったら、もう一回発注をやり直さなければならないと考えますが、いかがですか。

保健福祉局副局長

これからいろいろな御意見を伺う中で、色々な可能性が出てくると思います。現時点ではいろいろな御意見を適切に反映していくための検討を進めたいと思います。

佐々木(正)委員

1,000万円以上の予算を組んで委託している。県民の税金です。きちんと対応していかないと業者が不信感を抱いてしまいます。何か様々な意見が出てきて、ぶれることで業者等に迷惑をかけないように、よく連携をとって適切に対応していただきたい。やりっ放しで、年度中、疑問があるままにするということは、非常に看過できない問題だと私は思っています。その辺について、保健福祉局長からコメントを頂きたいと思います。

保健福祉局長

今、いろいろ御指摘を頂きました、大変多額の委託料でございますので、無駄にしてはいけません。これは大前提でございます。ただ、今回、知事も立ち止まって、より多くの意見を適切に反映していきたいと申し上げました。

当然、県と委託業者の間で、一定の契約があるわけでございますから、当然まずはその契約を進めることが大事ではありますが、ただ、事情変更ということもあります。今後、契約自体を履行するよりも、事情の変更の状況を見て、十分に業者とお話をした上で、場合によっては契約を変えていくこともあり得ると思っております。いずれにしても、今後の展開に対して、適宜適切に対応してまいりたいと考えています。

佐々木(正)委員

事情変更という捉え方は適切だと思います。今、様々な変更の可能性があるわけですから、3月末で、様々な基本構想の方向性が決まらなかったとしても、業者と連携をとっていただきたいと思います。無駄のないように、連携をとりながらやっていただきたい。そういったことが発注している事業者に対する誠意になります。よろしくお願ひしたいと思います。

午前中の質疑では、様々な団体、それから有識者の声を聞くということでした。それから入所者御本人の意思確認をしっかりと行っていきたいということです。専門的な知見からアイデアをもらいながら早期に検討したいということです。先ほど写真、ポンチ絵などで、在宅とグループホーム、それから入所施設を見ていただいて、指差し確認を入所者にしてもらった。まずかながわ共同会の職員の方がそういう手法をやってみたということは大事だとは思いますが、より専門的な知見でやっていくと知事も発言しているわけです。果たしてどういう手法が一番いいのか、より専門的に検証していかなければいけないのではないかと思います。

一番身近にいる御家族や、毎日のように一緒にいるかながわ共同会の職員、そういう方々の感覚ということもあるし、医師のような専門職の方々の医学的感覚、ケースワーカーの感覚ということもあると思います。そういう方々から聞くと、意向の把握には、1年あるいは1年以上かかるということです。こういうことについて具体的にどのような専門家、団体、人物、職種の人にアドバイスを聞こうとしているのか、それをお聞きしたい。

障害サービス担当課長

この間、公聴会及びその他の各種団体からの御意見を伺う中で、グループホームの体験等を通じて、年単位での体験が必要な場合もあると聞いているところでございます。

専門的な観点からの検討につきましては、障害者施策審議会及び同審議会に設置予定の部会におきまして、どのような方法がより利用者さんの意向をくみ取ることが有効なのかにつきまして、皆さんの意見を承って検討してまいりたいと思います。

佐々木(正)委員

要するにその部会のメンバーが専門家であるので、その手法を判断するという理解でいいんですか。

障害サービス担当課長

障害者施策審議会及び部会の方々から、まずは御意見を伺いたいと考えています。

佐々木(正)委員

部会や審議会には、1箇月に1回とか、年に何回しかやらないとかということが多いということなんですけれども、早期に検討ということなので、今回の場合は短期間に集中してやるということですか。

福祉部長

まず、本人に対する意向確認の方法につきましては、審議会の部会の中でも議論はさせていただきますが、今、委員がおっしゃったように、早期に着手す

ることを模索しなければいけないという中で、委員から幾つかのお話を頂きました。カウンセリングができるケースワーカーであるとか、またはもともと障害サービスの利用計画は御家族、本人、さらには行政側も一体となっていてつくっている場合がございますので、そうしたところと連携する必要があると思います。

いずれにしても、そうした前提条件がいろいろございますので、個々に人が違うので、それぞれごとに寄り添っていかなければいけないと思います。単に部会の専門的な見地だけではなくて、より具体的方法としてどんなことがあるのか別途模索して、できるものから開始し、先ほどお話が出たグループホーム等のお試し利用の場合には半年から1年、場合によっては2年という場面もございます。そういった方々については、様子を見ながら、年度内に着手することを考えていきたいと思っています。

佐々木(正)委員

今の答弁は分かりやすかったです。障害サービス担当課長の答弁と違った気がするので、また指摘させていただきます。

今、福祉部長から答弁いただいたように、寄り添っていくために早期に着手したいということです。部会の開催は過半数以上なのか、3分の2以上の出席が必要なのか分かりませんが、委員の方々の日程を聞いて、出席してもらってやっていくという部会とか、審議会の在り方だと早期に決めることはできないと思うんです。利用者の建て替えのための審議のスケジュールは具体的になっていなければいけない。今年度中に一定期間、毎日やるというスケジュール化について早急にやるべきという意味があるのかどうか確認をもう1回させていただきたい。

福祉部長

先ほど答弁申し上げたように、利用者の施設入所については最終的に各市町村が支給決定ということで関係機関が関わっております。そうした関係機関の方々にもお話をさせていただき、利用者の方がどこで暮らすのが一番ふさわしいのか、例えばこういう視点で在宅へ戻ったときの御家族の介護力の状況とか、そうしたことを一つ一つクリアできる問題を挙げながら、モニタリング、あるいはカウンセリングを続け、お一人お一人が決めていく形になると思っています。そうした意味では、まず関係者の方にお集まりいただいて、こうした手法で対応させていただきたい、また皆さんから意見を頂く機会が持てるように関係者の会合等をやらせていただいた上で着手していきたいと思っています。

佐々木(正)委員

その部会の机上で議論をすることも必要でしょうけれども、アウトリーチをして現場で確認しながらやっていくことが必要なのではないかと思います。専門家の方々の知見はいろいろあるとは思いますが、現場で利用者直接お会いし、判断をしていくようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

障害サービス担当課長

個々の利用者の皆様の今後の生活の場所につきましては、本人の意向、家族、身近な職員も含め、相談支援事業者、市町村が一体となって、何がその方にと

って一番いいのか選択できるように、希望する施設での生活ができるように検討してまいりたいと思います。

佐々木(正)委員

専門的に取り組んでいるケースワーカー、御家族、それから職員の総合的なチームワークにより、御本人の意思確認ができたとしても、御本人の御意思と御家族の御意思が違っているケースが全くゼロではないと思います。そのときにも対応できる取り決めというか、どういうふうに対応していくか、そういうことも含めて、しっかりと対応していただきたいと思います。

それから、先ほども少しお話も出ておりましたが、将来において地域に生活移行していく考え方は、タイムリーな考え方であることは理解をしているし、将来はそのようになっていくと思うんです。しかし、今建て替えをしていくときに、現在の入所者数の維持を前提とした建て替えの方向性でなくてはいけません。地域に移行することで明るい将来になると聞いたのですが、間違えてはいけないのは、全体的な入所ができる方々の数が減ってしまっただけではいけないということです。

例えば、150とか130とか、20とか、そういうような入所者の個室が小規模になった場合、全体的に数が減っていくことになるわけですから、そのときはどうするのか。例えば、30人規模のものを四つ、五つ積み直すか。そうなったら金額もべらぼうに上がっていくわけです。それについての小規模にしていった地域へ移行するのは分かるんだけど、それに耐えられる人材が確保できるかどうか考えなければならない。例えば、小規模にしていった場合は、入所数をどのように捉えているのでしょうか。

障害サービス担当課長

津久井やまゆり園の再生に当たりましての規模につきましては、今後、障害者施策審議会の部会で、規模につきましても、併せて検討してまいりたいと思っています。

佐々木(正)委員

今の答弁は漠然とした話だが、全体的な規模として、1箇所にそういう施設を同じようにつくっていくのか、それとも縮小になった場合はどう考えているのでしょうか。

障害サービス担当課長

これまで、県は現在、津久井やまゆり園から移動している130名の方が希望された場合に、必ず戻れるという前提を基本に、基本構想につきまして検討してまいりましたが、1月10日のヒアリングをはじめ様々な方々からの御意見を受けて、県として一旦立ち止まって、改めて議論を深めるという段階になってございます。現在、その規模につきましてはこうするとは決まっているわけではございません。今後、障害者施策審議会の部会で、その規模につきましても併せて検討していただきたいと思っております。

障害福祉課長

確かに、現在いられる方についてはそうなんです、入所待機者もいらっしゃいますので、入所者の方をどうするかという話と、県全体で入所を待ち望んでいる方がどの程度いるのかということもあり、その辺の要素を総合的に見な

がら、今後の部分については考えていく必要があると考えています。

佐々木(正)委員

地域移行という方向性は、私は少なくともいいと思っているので、そういうところから、小規模になったらどうするんだということがありますが、今、津久井やまゆり園における入所希望されている待機者は概算でどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

障害サービス担当課長

津久井やまゆり園につきましては、昨年7月の時点で55人の方が待機されてございました。

佐々木(正)委員

そういう方々もいらっしゃるということを踏まえて、様々検討していかなければいけないと思います。

次に、こども医療センターは基本的には未成年の方々のお話でありますけれども、未成年の方々は小児という枠の中にある。二十歳を超えた方々も特例措置でいらっしゃるということなのですが、そういう方たちが経過措置で入所されているが、特例措置の期限があるとお聞きしたんですが、それについてお聞かせいただけますか。

障害サービス担当課長

児童福祉法の改正に伴いまして、平成29年度末をもちまして原則、児童施設では二十歳を超えた方はいられなくなるという状況がございます。平成29年度末の平成30年3月末までに支援サービスに移行する必要がございます。

佐々木(正)委員

そうすると、そこに何人いらっしゃるかわかりませんが、そういう方々のニーズを県も受け止めなくなるということですか。そのように考えるんですけれども、どうですか。

障害サービス担当課長

こども医療センターにつきましては、重症心身障害児の施設でございますので、県内の医療・介護事業所との連携につきましては別途行っていきたいと考えています。

障害福祉課長

一つの例としてこども医療センターについて、委員のお話がありましたが、県内には障害児の入所施設はいろいろあるわけでございます。その障害児入所施設で加齢児を成人の施設でどういうふうを受け止めていくか、これは、正に成人の施設の役割の一つでもございます。先ほどおっしゃった待機している方もいらっしゃいますし、児童の施設から移行を待ち望んでいる方もいらっしゃいますし、そして今、現に入られてられる方もそういった中で、どうしていくか考えていかななくてはいけないということです。

佐々木(正)委員

まさしくそうなんです。待機している方、それから児童施設にいる方も、そういう医療介護総合確保推進法に移行していった中で、ニーズが出て、受け止めなければいけないという現実を目の当たりにして、しっかりやっていかなければいけないということです。

そういうことも含めて、地域移行も見据えながらどのようにやっていくか。神奈川県には本当に早急にやっていかなければならない使命があると思います。特に、津久井やまゆり園の事件があったのでなおさらだと思います。

その上で、さっき一部質問も出ていましたけれども、今、全国的に医療介護総合確保推進法ができた。地域医療構想です。医療の分野と介護の分野も、そういうことで進めているわけです。障害者施設について障害者の方々のデータをとるところからはじめるということですが、地域医療構想を取り組んでいく中で、障害者の方々についても、同じように地域とか人口減少とか、様々なことについて将来をしっかりと見据えていかなければならないと思います。

その中で、待機者もいらっしゃるわけです。児童施設の移行もあるわけですから、そういうことを真剣に神奈川県からはじめるぐらいの思いでやっていく必要があると思うんです。それには、例えばレセプトデータが必要なのではないのでしょうか。福祉部長に聞きたいんですけれども、レセプトデータをしっかり集めていくという県の考え方があるのか。もしあったとしたら、どういうデータが最初に必要になっていくのか、今の時点での状況を伺います。

福祉部長

まず、部会での検討に当たりまして必要なのは、どの程度の規模が必要になるかということでございます。今、委員からも出てまいりました待機者の状況、また、今後のニーズを地域ごとの施設の定員であるとか利用者の数、または県域を越えた利用、そういったものについていろいろと数値を出していきたいと思っております。

当然、施設入所に当たりまして、入所前が在宅だったのかグループホームだったのか、あるいは民間の支援施設だったのか、そういったものも大事だと思っておりますし、また、年間を通じてどのくらいの方が地域移行へ進んだのかというデータも当然必要と思っております。そうしたデータを整理させていただいた上で、議論のそ上に挙げたいと思っております。

また、委員が最後におっしゃった医療・介護の連携の中で、障害者について医療と介護の連携というのにも必要であります。特に、さがみ緑風園がそういった機能を担ってございますので、さがみ緑風園の状況も、全体を見る中で当然必要だと思っております。

佐々木(正)委員

障害者の方々と、ともに生きていくということを打ち出した。神奈川県は憲章までつくったのですから、ともに生きていくことを全国に先駆けてやっていくべきだと思うんです。予算ありきでそれを考えていくから足りないといったことになるのです。まず、データ化する。そのビッグデータについて、データサイエンティストとかデータマネジャーが様々なものを駆使して、将来どのくらいの施設が必要になるか出せるわけです。そういうことを踏まえて、県はしっかりそれをやっていく、腹を決めてやっていく必要があるのではないのでしょうか。

そういうデータを基に、どこの地域にどれだけ必要だということをしっかり出していくべきだと思うんですが、その辺について、それをやっていこうという決意があるのかないか伺いたい。

福祉部長

来年の3月までに障害福祉計画を見直さなければいけない時期でございます。その障害福祉計画に盛り込むべき内容は、障害サービスごとの利用見込数の目標値の設定、あるいは地域移行の目標値の設定でございます。そうした意味では、障害福祉圏域ごとの数値の設定もでございますので、そうした中でシミュレーションをしていきたいと考えています。

佐々木(正)委員

障害福祉圏域ごとに地域医療構想と同じようなものをつくり、それに従っていく必要があると思います。障害福祉計画についてサービスごとに整理するけれども、施設、人材確保など、あらゆる面で神奈川県として必要なものをデータ化してしっかりと出していきたいと思います。

今できることからやっていくということなんですけれども、せっかくつくる障害福祉計画なので、そういうことを網羅できるものをしっかりと策定していくべきだと思います。最後に県の決意をもう一度伺います。

保健福祉局副局長

今、障害福祉計画で、しっかりと地域ニーズを把握して、来年度4月以降につくる計画にきちんと反映すべきだという話でございます。

福祉部長から答弁させましたように、行政がしっかりした行政計画を策定するにはしっかりとしたデータの把握が必要です。そういった観点をしっかりと持ちつつ、計画を策定してまいりたいと考えてございます。

佐々木(正)委員

最後に、予算ありきでそういうことをやるのではなくて、まず実際はどのくらい必要だということを県は把握すべきだと思います。必要なデータは全て取り入れて、それを様々な知見から、どういうものが必要だということを取り込んで策定していただきたいということを強く要望して終わります。